# 食品の安全

# 藤 原 喜久夫\*

# はじめに

食品の安全については、WHOの専門家委員会(1956)の決定<sup>1)</sup>により、「食品衛生」(food hygiene)の定義の中に"safety"という概念としてとりあげられており、すべての飲食物の生産から加工、調理、製造、保存などを経て、最後の消費者の摂取に至る迄のあらゆる段階において、食品由来の健康障害を防止することとされている。

従来,食品に起因する疾患としては,経口伝染病と食中毒がその大部分をしめていたが,最近は赤痢の発生が急激に減少し,食中毒のみが相変らず毎年多数発生している。すなわち,表1にみられるように,赤痢は1952年には11万人以上の届出患者数があったものが1980年以来1000人前後に迄減少しているのに対して,食中毒は1982年に至るも35,536人であり殆ど減少していない。このように,わが国の食中毒が減少し難い理由としては,海産物の生食の習慣が根強いこと,およびわが国の夏季の気候が高温多湿なことなどがあげられる。他方,赤痢などの経口伝染病は上下水道の衛生設備の普及により,患者,保菌者由来の病原菌の環境汚染が阻止され,流行が終熄しつつあ

is the	1	食 中 請	赤	痢	
年 次	事 件 数	患 者 数	死 者 数	患者数	死 者 数
1 9 5 2	1, 488	23, 860	212	111, 709	13, 585
1957	1, 716	24, 164	300	74, 780	3, 763
1962	1, 916	38, 166	167	73, 999	1, 109
1967	1, 565	39, 760	120	30,097	149
1972	1, 405	37, 216	37	7, 104	2 2
1977	1, 276	33, 188	30	737	5
1978	1, 271	30, 547	40	1, 037	1
1979	1, 168	30, 161	22	1, 313	5
1980	1, 001	32, 737	23	951	0
1981	1, 108	30, 027	13	1,021	1
1 9 8 2	923	35, 536	12	1, 237	3

表-1. 年次別食中毒。赤痢発生状况

<sup>\*</sup>社会医学系

るものと考えられる。

他方,第二次大戦後,本邦においては、一時的な局地流行を除いて、完全に姿を消していた、コレラの発生が、近年再び各地にみられるようになり、更にその環境汚染の一端として河川水よりコレラ菌が検出されるに至った。この事実は、上述の赤痢などの国内常在感染症に混入して、従来、外来伝染病と考えられていたコレラがかなり高頻度に国内発生していることを示唆しているものといえよう。特に、航空機によるコレラ常在流行地域よりの旅行者および輸入食品等によりコレラ菌が国内に持ち込まれている現状に鑑みて、わが国の食品安全上、極めて重要な問題といえよう。

以上は微生物由来のものを主として論じてきたのであるが、最近、社会問題として大きくクローズアップしてきたものに、化学物質による食品汚染の話題がある。これには、農薬等をはじめとする諸種工業薬品類による環境汚染由来のものと、食品添加物等の積極的混入物質によるものとの2群のカテゴリーが考えられるが、いずれにしても、可及的速かに夫々の合理的対策をたてなければならないものである。特に、単なる食品汚染にとどまらず食物連鎖の中で生体濃縮の起りうるような物質に関しては、厳重な警戒を要するところである。

本稿においては、上述の諸問題について、現在論議されている事項および実施されている対策ならびに将来の課題などに関して、若干論述し、大方の御批判を乞う次第である。

#### 1. 食品による事故発生の現状

1977年より1982年に至る4年間のわが国における食中毒の発生状況を表2,表3,表4に示し

			年	次	
内	因物質	1979	1980	1981	1 9 8 2
総	数	3 0, 1 6 1	32, 737	30,027	3 5, 5 3 6
細菌	総 サルドウヌス ボッリヌス 腸炎 に 大 原 大 の他の細 着 そ の他の細	2 4, 1 6 0 3, 1 9 7 5, 1 5 2 — 1 1, 2 1 3 2, 7 3 0 1, 8 6 8	2 6, 7 4 2 2, 5 4 6 5, 6 6 5 1 9, 9 3 5 1, 1 3 6 7, 4 5 9	24, 466 3, 781 5, 150 2 8, 458 729 6. 346	28,786 2,935 4,804 3 6,650 9,359 5,035
化:	学物質	366	166	9	2 6
自然毒	総 数 植 物 性 動 物 性	232 106 126	2 5 1 1 5 9 9 2	5 9 6 2 1 0 3 8 6	4 0 6 2 0 9 1 9 7
病因物質不明		5, 403	5, 578	4, 9 5 6	6, 318

表 - 2. 年次別病因物質別食中毒患者数

た。毎年患者数が最も多いのは細菌性のものであり、その中でも、通常腸炎ビブリオが第1位で、それに続いてブドウ球菌があげられる。この理由として考えられることは、腸炎ビブリオが海水由来のものであることとわが国では魚介類を多食することの2つの条件が相俟って、このような現象がみられるものと思われる。又、ブドウ球菌にしても、ヒトの鼻腔、咽頭、頭髪など、身体の内外をはじめとして、広く環境一般にきわめて普遍的に分布しているので、この種の細菌による食品の汚染を防止することはかなり困難であり、更に、その増殖により産生される食中毒原因毒素(エンテロトキシン)が耐熱性であることも加わって、この類の食中毒が多発しているものと考えられる。次に、原因食品例にみると、例年、魚介類によるものが最も多く、又、死亡者数も毎年、この類の食品によるものが過半数をしめている。特に、その大部分はフグによるものであり、この傾向は、わが国の特有な食生活習慣が原因しているものといえよう。又、複合調理食品による中毒もかなり高頻度に発生しているが、これも、わが国の独特な調理形態、すなわち、中華風、洋風、その他各

表 - 3. 年次別原因食品別食中毒患者数

			年	次	
原	因食品	1 9 7 9	1980	1 9 8 1	1 9 8 2
総	数	30, 161	3 2, 7 3 7	3 0, 0 2 7	3 5, 5 3 6
魚介類	総 貝 ふ そ の 他	6, 422 2, 383 43 3, 996	6, 2 4 3 2, 5 1 1 9 0 3, 6 4 2	6, 0 6 3 2, 1 3 9 4 6 3, 8 7 8	4, 1 0 8 1, 9 3 9 3 3 2, 1 3 6
魚介類 加工品	総 蛋白ねり製品 そ の 他	495 96 399	6 6 7 3 3 1 3 3 6	5 6 0 4 7 5 1 3	1, 2 3 4 3 4 7 8 8 7
卵類お乳類お	まび加工品 まよび加工品 まよび加工品 まよび加工品	1, 0 0 3 7 4 3 — 1, 4 3 4	4, 5 4 5 9 9 6 8 7 1, 4 1 7	1, 0 4 3 4 0 1 3 4 1, 9 4 0	2, 283 705 30 1, 583
野菜類 および 加工品	総 豆 きの を の 他	725 307 138 280	620 52 158 410	717 265 217 235	3 2 1 2 1 1 8 6 1 1 4
菓 複 合 そ	子 期理食品 の 他	3 9 4 4, 5 8 6 5, 0 1 5	3 3 9 5, 5 8 7 3, 1 6 6	3 0 5 4, 2 1 1 2, 7 1 4	1 9 2 3, 8 7 2 1 0, 3 2 8
原	因食品不明	9, 344	9, 070	1 2, 0 3 9	10,880

表 - 4. 年次別原因施設別食中毒患者数

404000000000000000000000000000000000000		*************	-			
	原因施設		年		次	
	尿 凶 爬 ii	X.	1 9 7 9	1980	1981	1 9 8 2
j	総数	女	30, 161	32, 7 3 7	30,027	3 5, 5 3 6
家		庭	1, 093	950	971	755
事	業	所	972	907	792	573
学		校	4,801	4, 173	4, 5 2 4	3, 8 7 5
病		院	3 2 1	253	632	409
旅		館	4,068	3, 0 0 1	5, 885	5, 395
飲	食	店	6, 5 4 5	11,615	7,616	16,592
販	売	店	651	798	262	258
製	造	所	794	1, 783	654	507
仕	出	屋	7, 721	6, 3 2 2	5, 422	4, 2 4 5
行		商	1 2	1 7		5 0
採	取 場	所	2 4	2 4	325	4 0
そ	の	他	1, 6 4 9	1,693	808	585
房	因施設不	明	1, 5 1 0	1, 2 0 1	2, 1 3 6	2, 2 5 2

種様式の複合調理食品が広く摂取されているという事情を考慮する必要があろう。

又,原因施設別にしらべてみると,飲食店,仕出屋,旅館,学校給食などの大量調理施設由来の ものに圧倒的に多発しているが、特に、調理後長時間放置された折詰による発生例が非常に多い。

経口伝染病について調べてみると、上述のように赤痢は急速に減少したが、外来伝染病としてのコレラは1977年の有田事件以来毎年発生するようになり、1982年においても15名の患者が発見されている。

以上の食中毒,経口感染症以外に、真菌類により産生されるアフラトキシンの汚染食品(ピーナッツなど)も輸入食品中に発見されているが、現在、わが国において、この毒物による発癌の報告はみられない。又、ワラビなどに含まれている成分の発癌性も動物実験上は証明されているが、ヒトに発生した報告はない。

更に、PCBによる発病は油症事件として、食用油に由来するものが認められているが、環境汚染由来の患者発生は確認されていない。又、法定食品添加物由来の疾病発生も、現在のところ、わが国においては、報告されていない(但し、ズルチンが許可されていた時期に極めて大量に使用されて中毒を起した事例はあるが)。なお、アルキル水銀汚染魚介類中毒、ヒ素混入粉乳中毒などの化学物質中毒は現在も大きな社会問題として論議されている。

#### 2. 環境と食品の安全

上述の如き、腸炎ビブリオを始めとして、ブドウ球菌、サルモネラなどの食中毒原因細菌又はコ

レラ菌などの環境中における検出成績は、これらの諸種病原菌の食品汚染の可能性を強く示唆するものであるが、実際に水場げされた魚介類の大部分のものに腸炎ビブリオ汚染が証明されているのをはじめとして、サラダ等の市販食品類にブドウ球菌(Staphylococcus~aureus)が認められること(表 5)、市販魚介類よりのナグビブリオ分離 $^{2}$ )(表 6)、ブタ肉などからのエルジニア(Yersinia~enterocolitica)の検出 $^{3}$ )(表 7)など、殆んどすべての食品に病原菌の汚染の機会があることを示しているものといえよう。

筆者らの実態調査の結果によれば、漁港における水揚魚類の腸炎ビブリオ汚染は、水揚直後に港湾海水をポンプアップして魚体を洗浄することにより起されるものと認められた。即ち、漁獲された魚は船艙内に入れられて港迄搬入されるが、その場合の船艙水は5°C以下に保持されており、

CONTRACTOR AND ADDRESS OF THE PARTY OF THE P					·		
П		<i>[</i> 7	₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩		S. aureus 陽性	上数 (汚染菌数)	
=======================================	名		検 査 数	( <sup>100個以</sup> ) 上/g	( <sup>100個以</sup> ) 下/g	合 計	%
サ	ラ	ダ	864	5 5	4 3	98	1 1. 3 4
惣	菜	類	1, 260	27	1 2 7	154	1 2. 2 2
菓	子	類	7 4 3	1 3	88	101	1 3. 5 9
豆		腐	1, 089	8	6 4	7 2	6. 6 1

表-5. 市販食品からの Staphy lococcus aureus の検出状況

表-6. 市販魚介類におけるナグビブリオ分離状況(1980年)

検 体 名	検 体 採 取 月 日	産地	供 試 検体数	分 離 検体数
タハサオヒスシツシマアコハエマワコラズクナャマサノゼイチラゼメキチシコリリロ子ビイチラゼメキチシコリリロ子ビエエエエエエ全全全全全全	5 /14, 5 /26, 6 / 2, 6 / 16 5 /14, 5 /26, 6 / 2 5 /14, 5 /26 5 /26, 6 / 2 5 /26, 6 / 2, 6 / 16* 5 /26, 6 / 2 5 /14 5 /14, 5 /26, 6 / 2, 6 / 16* 5 /26, 6 / 2, 6 / 16* 5 /26, 6 / 2, 6 / 16* 5 /26, 6 / 2, 6 / 16* 6 / 16 6 / 16 6 / 16	瀬戸内海	4 3 2 1 3 2 1 4 3 3 1 1 2	1 1 1 1
カ ツ オ(エラ) エ ビ(冷凍) エ ビ(冷凍)	6 / 2 6 / 16 6 / 16	外 洋 セ ネ ガ ル インドネシア	1 1 1	
ä†			35	4

<sup>\*:</sup>ナグビブリオを分離

表-7. 各種材料からの Yersinia enterocolitica の検出

	検 査 対 象	検体数	陽性数	%
٤	成 人 {食肉業者 糞便 その他食品業者 糞便	5 7 1 3, 0 7 2	5 2	0.87
٢	子 供 { 幼 児	6 2 7 4 0 3	9 2	1. 4 0. 4 9
動	ブ タ { 回盲部腸内容 腸間膜リンパ節 ト リ 回盲部腸内容	8 9 4 2 0 0	5 1 0	5. 7
物	イ ヌ 糞便 ネズミ 回盲部腸内容	3 8 1 3	0 4	3 0. 7
食品	ブ タ 生肉 ハムソーセージ(製品) スライスハム(店舗処理) 魚肉ねり製品 カ キ 生	3 0 0 4 9 2 1 5 0 1 3 0 8 1	4 0 6 0	1. 3
器具	マナイタ(肉店舗)	5 0	2 3	4 6. 0
環 境 材 料	田 畑 土壌	4 0 2 0 2 0 1 0 1 0 1 0 1 0	2 3 9 1 3 1 2	5. 0 1 5. 0 4 5. 0

この温度では腸炎ビブリオは増殖出来ず、死滅するものが多い。実際にこれらの船艙水中より取り出された魚体を直後に検査すると腸炎ビブリオはほとんど検出されないのであるが、港湾海水で洗浄された後の魚体は大部分が腸炎ビブリオによって汚染されていることが証明された。因みに、このポンプアップ海水をしらべてみると常に腸炎ビブリオが検出される。又、魚体の部分別検査を行うと体表のみが腸炎ビブリオにより汚染されており、エラ、腸管、肉質部はすべて陰性であったことも、この汚染には人為的要素が大きく影響していることを示しているものといえよう。なお、一般に、港湾海水が夏季には腸炎ビブリオを多数含んでいることが知られている。(写真1、2)

他方,食肉販売業その他食品営業の店舗におけるマナイタ,冷蔵庫などによる食品の二次汚染の可能性も極めて高いものであり、環境由来の食品汚染の問題は食品の安全上極めて重要な課題となっている。

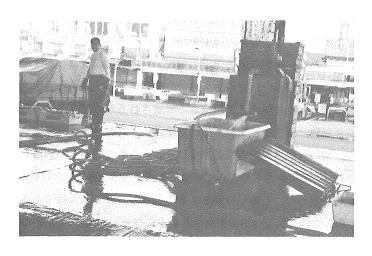


写真-1. ポンプアップ海水

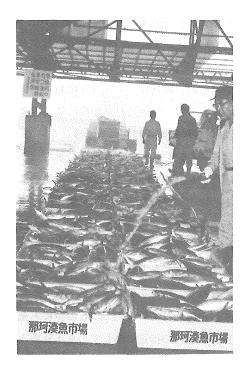


写真 - 2. 魚体洗浄 (ポンプアップ海水による)

# 3. 化学物質の安全性の検討

種々の食品添加物は勿論のこと、環境汚染由来の化学物質の食品安全性の検討には甚だ困難な問 題が山積している。すなわち、必要な検査事項の選択、動物実験成績より人体毒性への外挿、特に 発癌性の検討など、いずれも理論上、技術上未確定の要素が多い。元来食品添加物の安全性は動物 実験による毒性試験成績と食品に対する使用量から論議されるものであり、毒性試験として、急性 毒性試験,亜急性毒性試験,慢性毒性試験,催奇形性試験,繁殖試験,発癌性試験,変異原性試験 などが行なわれるが、特に発癌性試験が最近非常に重要視されている。一例として、サッカリンに ついてふれてみよう。1977年カナダにおいてラットに対するサッカリンの発癌性が指摘され、米国 のFDAは使用禁止を提案した。しかしながら、その投与量が著しく大量であること、即ち、2.5 g/kg (体重50 kg の人では、毎日 125 g 摂取することになる) の条件は通常の人体摂取量とあま りにもかけはなれているとの理由により,NCI(国立癌研究所)は,「サッカリンの適度の使用は 危険ではない」としている。他方,NAS(全米科学アカデミー)は,「サッカリンは弱い発癌物質 であり,又,他の発癌物質の発癌を促進する作用がある」と報告している。いずれにしても現在な お、米国をはじめとして世界各国において使用禁止にはなっていないのは、発癌といえども "all or nothing "の原則ではなく, "dose response"の関係の成立が認められつつあることによるも のであろう。周知の如く、米国のデラニー条項(1958年)として、実験的に発癌性の認められた ものについてはすべて使用禁止すべしという規制がなされているが、これは安全閾値を認めない、 即ち, "does response"による無作用量の概念を否定するものである。又, この考え方は, 米国の みならず、国際的に共通して認められ、WHO、FAO等においても、これに基づいて食品添加物 の安全性評価がなされていたのであるが、最近はこの傾向に若干の変化がみられるようになり、米 国においても、1981年以来、新しい解釈が検討されるようになってきている。すなわち、 発癌物 質にもその閾値を認めて許容限界を設定しようという動きである。

一般的に考えて、発癌性といえども、その作用濃度を極端に低く抑える時は、発癌がみられない ことは事実であり、従って、その現実の使用濃度が、その最大無作用量を下廻る時は安全なはずで ある。他方、その物質の使用が他の物質によって代替され難い場合は、その利用価値を無視するこ とは出来ない。故に、結論的にいえば、動物実験による最大無作用量と通常使用量との間に一定以 上の安全率がかけられるような場合には、たとえ発癌の認められる物質といえども食品添加物とし て使用することは合理的と考えられる。特にその添加物がプロモーターとしてのみ作用する場合に は、ある程度迄は可逆性を有すると思われているので、この点にも充分考慮する必要があろう。

又,わが国において従来,食品添加物の指定に際しての基本姿勢としては,当該添加物が人の健康を損うおそれがないという十分な科学的根據をもつことは勿論,更に添加物の種類を出来る限り少なくしようという方針で対処してきたのであるが,最近のわが国をとりまく国際事情の変化にともない,食品添加物についても,その規格,基準の国際化が要求されるようになり,必ずしも上述の如き基本方針を貫くことは容易ではなくなった。他方,近年の日本人の食生活の変容は著しく,特に種々の加工食品の急激な普及により,食品添加物の領域においても新たな展開を要求されつつ

ある。茲において、本年 4 月わが国の食品衛生調査会 $^{4}$ は、食品添加物指定に関する当面の対応として、国民の健康を守る観点から厳重に安全性の検討を行ないつつ、その有用性および必要性について慎重に考慮し、国際的にも広くその使用が認められているものについて新たに指定することにした。なお、この場合の審議の対象となるものは原則としてFAO/WHOにおける安全性評価が終了し、A(1) ランク(安全性の確認された群)に分類されたものに限られる。但し、この群のものでも、その評価時期が旧く、現時点における科学的検討に耐えないようなものは除外されることになっている。又、現在食品添加物として指定されているものについても、新たな科学的知見が得られて安全上問題を生じた場合は、随時再検討を加え、必要に応じて削除することもありうる。

環境由来の化学物質による食品汚染の問題は、従来、公害の一種として考えられているが、これ は、人の生活に関連する自然生態系の影響による現象として把握されなければならない。すなわち、 一般に、ある化学物質が自然界に出現した場合(例えばPCBのようなものが合成され、大量に製 造されて使用され、最後に河川水などに放出された場合)、それらの化学物質は通常は水、土壌な どの中に分布している微生物により分解をうけて、最終的には炭酸ガスや水などに変化する(生分 解,biodegradation と呼ばれる)ものが多いのであるが,その物質の化学構造の如何によっては, 必ずしも容易に分解せず、長期間そのまま自然界に残留することがある。更に、これらの難分解性 の化学物質がプランクトン等の微小生物類に捕食されると、その細胞内に濃縮され多量に蓄積する ことがある。このようなプランクトンを魚類などが摂取すると再度魚体内で濃縮蓄積されることに なり、最後には、環境内濃度の数万倍にも達することがある。この濃縮された化学物質を含む魚類 を人が摂食する時、若し、その物質に毒性がある時は、たとえそれが必ずしも猛毒なものではなく ても,高濃度のものを反復摂取して遂には種々の健康障害を起すに至ることがある。この典型的な 事例はアルキル水銀による水俣病の発生である。この経路は魚介類のみならず,農薬類の汚染され た飼料で飼育された牛の乳などについても同様の結果が成立しうる。この化学物質の生態系におけ る食物連鎖の問題を解決するには、各種の工業化学物質をその製造、使用以前において、予め、生 分解性, 蓄積性, 毒性などについて充分検討し, 若し, 人の健康に危害を及ぼす可能性が認められ る場合には、その製造、使用などについて必要な規制をすることが合理的と考えられる。茲におい て,今や世界各国は,この具体的方策を検討し,米国,英国,ドイツ,フランス等の諸国で各種の 対策が実施されている。わが国においても、PCB中毒事件が契機となり、1973年「化学物質の 審査および製造等の規制に関する法律」5)が公布され、1974年以来施行されている。その概要は図 1に示すようなものである。すなわち、被検物質が難分解性、濃縮性、毒性の3条件を併せ有して いる場合には、政令により「特定化学物質」に指定され、製造、輸入、使用などが厳しく規制され ることになっている。現在,特定化学物質に指定されているものは,ポリ塩化ビフェニル (PCB), ヘキサクロロベンゼン (BHC), ポリ塩化ナフタレン (PCN), DDT, エンドリン, ディルド リンの7物質であるが,これらはいずれも難分解性であり,その蓄積性の濃縮倍率は表8に示す如 く、極めて高い値を示している。又、アルドリン、エンドリン、ディルドリンの環境中汚染状況を 表 9 に示したが,底泥,土壌中になお残留していることが知られる。なお,魚類の汚染状況も表10

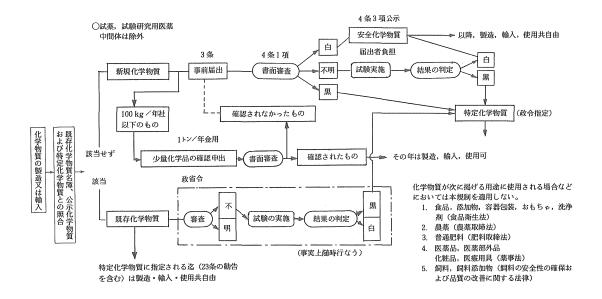


図-1. 化学物質の審査および製造等の規制に関する法律の規制体系図

にみられるように、ディルドリン、DDTの存在が認められる。更に、母乳、魚肉、牛肉、野菜、果物などのBHC、PCB、DDT濃度の経年変化が図2、図3、図4に示されているが、低濃度とはいえども、母乳中に出現していることは人体内の蓄積として注目されるべきものであろう(勿論、現在はこれらの物質は使用されていないので年次的に漸次低下してゆくものと考えられる)。特に、このような化学物質の自然界における残留については、長期にわたる正確なモニタリングが必要と思われる。

## 4. 発癌と安全性

発癌物質の安全性評価に際して、本質論的に既述の如き量的関係を考慮に入れて、各物質の発癌強度と摂取量から安全率を計算してみると表11のような結果になるというが(河内卓博士)、このB/Aからみられる限り、現実の問題としてこれらの物質による発癌の可能性は極めて低いものと考えられる。勿論消費者間において一般に危惧されているような、複数の発癌物質の混合による発癌性の増強(相乗的にせよ相加的にせよ)の危険性も一応考えられるが、それにしても、B/Aがこのオーダーである限り現実的にはヒトにおけるこの種の発癌の可能性は殆ど否定されてよいと思われる。因みに食肉製品に含まれるニトロソ化合物の量は発癌レベルの数十万分の一にすぎないが、これらの実状より亜硝酸ナトリウムの食肉製品への添加も、ボツリヌス菌食中毒の予防という利点を考える時、むしろ、その利用は有益なものといえよう。

他方、多くの合成化合物の中にはかなり発癌強度の大きなものもありうるので、将来も手放しの 楽観は許されず、充分な警戒を要することは勿論である。又、そのスクリーニングとして Ames Test

表-8. 特定化学物質の蓄積性

化 学 物 貿	質名	構造式	濃縮倍率 (設定濃度 ppb)
エンド	リン	Cl Cl H-H O	2720-9060 (0.05) 2360-12600 (0.05)
ディルド	・リン	Cl Cl H+H O	4860-14500 (1.0) 5390-12500 (0.1)
アルド	リン	Cl Cl H+H	3 4 9 0 - 2 0 0 0 0 (1.0) 1 5 5 0 - 9 4 5 0 (0.1)
1, 1, 1 ートリク 2 ービス(4 ー ェニル)エタン (DDT	クロロフ	$CI \xrightarrow{\qquad \qquad C} \stackrel{H}{\stackrel{C}{{\subset}}} - CI$	5 1 0 0 - 2 4 4 0 0 (1.0) 6 0 8 0 - 2 5 9 0 0 (0.1)
ポ リ 塩 化 ビフェニル	2 C1 3 C1 4 C1 6 C1	$\langle Q \rangle_{Cl_n} \langle Q \rangle$	$\begin{cases} 1 & 1 & 2 & 0 - 1 & 0 & 3 & 0 & 0 \\ & & (6.6) & 6 & 0 & 0 - 1 & 6 & 0 & 0 & 0 \\ & & & (2.2) & \\ 5 & 9 & 0 & 0 - 2 & 0 & 2 & 0 & 0 \\ & & & (5.4) & \\ 5 & 5 & 0 & 0 - 1 & 5 & 9 & 0 & 0 \\ & & & (1.8) & \\ 8 & 1 & 0 & 0 - 2 & 1 & 9 & 0 & 0 \\ & & & (6.3) & \\ 5 & 1 & 0 & 0 - 1 & 9 & 8 & 0 & 0 \\ & & & (2.1) & \\ 1 & 7 & 0 & 0 - & 7 & 7 & 0 & 0 \\ & & (4 & 2.0) & \\ 2 & 5 & 0 & 0 - & 9 & 4 & 0 & 0 \\ & & & (1 & 4.0) & \end{cases}$
ヘキサクロロ	ベンゼン	CI CI CI CI	1 1 0 0 0 - 2 7 0 0 0 (0.5) 6 0 0 0 - 3 0 0 0 0 (0.0 5)
ポリ塩化ナラ n ≥ 3		$\bigcirc$	5 6 0 0 - 1 1 8 0 0 (5 0.0) 4 4 0 0 - 8 5 0 0 (5.0)

表-9. 環境中汚染状況

( )は検出範囲,ppb

	A .ISI .		水		質	底	質(乾	泥)	土		質
И	守県名	5	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	アルドリン	エンドリン	ディルドリン	アルドリン	エンドリン	ディルドリン
干		葉	0/2	0/2	0/2	0 /13	0 /13	8/13(0.12~1.8)			
東		京	0 / 1	0 / 1	0 / 1	0/9	0/9	9/9 (0.75~12)			
神	奈	Л	0/2	0/2	0 / 2	0 /12	0/12	8/12(0.14~20)			
愛		知	0/2	0/2	0/2	0 /13	0 /13	5/18(0.85~87)			
Ξ		重	0/2	0/2	0/2	0 /13	1/13 (2.5)	5/13(0.18~2.4)			
大		阪	0 / 1	0/1	0/1	0/9	0/9	8/9 (0.26~83)	0/6	0/6	1/6 (38)
兵		庫	0/3	0/3	0/3	0 /14	0 /14	8/14(015~11)	0/6	1/6 (7)	3/6 (15~42)
和	歌	山	0/1	0/1	0/1	0/6	1/6 (2.8)	1/6 (0.53)	0/6	1/6 (6)	2/6(26~110)
岡	-	ய்	0/2	0/2	0/2	2/13(0.28~0.52)	0 /13	4/13(0.17~2.7)	0/6	0/6	1/6 (56)
広		島	0/2	0/2	0/2	0 /13	1/13(0.1)	1/18(0.14)	0/6	0/6	0/6
ılı			0/3	0/3	0/3	1/18(4.7)	0 /18	0 /18	0/6	0/6	0/6
徳		島	0 / 8	0 / 8	0/8	0 /24	0/24	6⁄24(0.07~0.27)	0/6	0/6	0/6
香		Щ	0/2	0/2	0/2	0 /16	0 /13	5/13(0.16~8.9)	0/6	0/6	5/6 (20~45)
爱		媛	0/3	0/3	0/3	0 /14	0 /14	8/14(0.45~2.6)	0/6	0/6	0/6
福		岡	0/1	0/1	0/1	0/5	0/5	<sup>2</sup> / <sub>5</sub> (0.24~0.73)	0/6	0/6	0/6
大		分	0/1	0 / 1	0/1	1/8 (0.84)	0/8	0 / 8	0/6	0/6	1/6(180)
	計		0/36	0 /36	0 /36	4/182(0.28~4.7)	8/ <sub>182</sub> (0.1~2.8)	78/182(0.07~67)	0 /66	2/66 (6~7)	13/66(15~180)
検出	限界(	ppb)	0.001	0.002	0.0 0 1	0.0 5	0.1	0.0 5	5	5	5

# 表-10. 魚 類 汚 染 状 況

(上段:54年度 下段:53年度)

				(工权。	34年度 下段・33年度
生 物 種	採取場所	アルドリン	ディルドリン	エンドリン	D D T
シロザク	北海道河	0/5	$\frac{5}{5}$ (0.001~0.002) $\frac{5}{5}$ (0.001)	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	4/5 (nd~0.002) 0/5
コウジンメヌケ	オホーツク海	0/5	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	5/5(0.009~0.026) 5/5(0.025~0.048)
サンマ	茨城河	0/5	0/ <sub>5</sub> 5/ <sub>5</sub> (0.002~0.003)	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	5/5(0.002) 5/5(0.003~0.004)
スズキ	山田湾	0/5	5/5 (0.001) 2/5 (nd~0.001)	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	5/5(0.003~0.006) 5/5(0.007~0.020)
スズキ	東京湾	0/5	5/5 (0.007~0.018) 5/5 (0.004~0.010)	0/ <sub>5</sub> 0/ <sub>5</sub>	5/5(0.002~0.003) 5/5(0.004~0.016)
スズキ	瀬 戸 内 海	0/5	5/ <sub>5</sub> (0.002~0.011)	2/5 (nd~0.002)	5/5(0.020~0.036)
ブリ	山陰沖島根河		5/5 (0.001~0.003) 5/5 (0.003~0.004)	1/5 (nd~0.001) 0/5	5/5 (0.118~0.180) 5/5 (0.038~0.057)
ウ グ イ	琵琶湖	0/5	5/ <sub>5</sub> (0.0040)	4/5 (nd~0.001)	0/5
	(検出限界	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0. 001 ppm

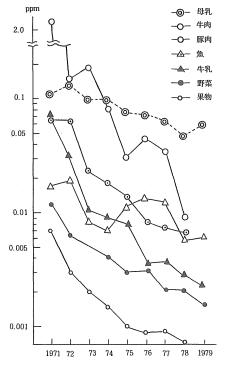


図-2. 食品中の総BHCの濃度の推移

図-3. 食品中のPCBの濃度の推移 (全国平均値)

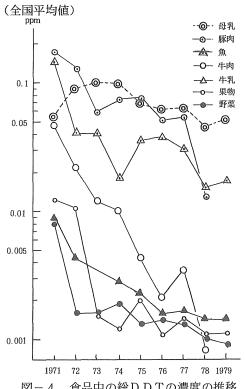


図-4. 食品中の総DDTの濃度の推移 (全国平均値)

表-11. 発がん強度と安全率

Esta, cash him come of autopolishy in a children are in the common characteristics.	AF-2	わらび	ふきのとう	$H_2O_2$	KBrO3	ВНА
TD <sub>50</sub> (A) (mg/kg/日)	60	7,000	4,500	6,300	5	2,050
生産量(年.T)	3	2,000	430	2,500	9	35
摂取量 (B) (mg/kg/日)	0.012	1.1	0.24	1.37	$0.42 \times 10^{-3}$	0.01
(B)/(A)	1 / 5,000	1 / 6,600	1/18,800	1 /6,100	1/12,000	1/205,000

などの変異原性試験はかなり有効なことが認められてきたので、これらの試験法の開発、利用も積極的に推進されるべきものと考えられる。

## 5. 食品安全対策

上述のように食品の安全の問題は微生物由来のもの(コレラ系の感染症を含む)と化学物質によ るもの(フグ毒などの自然毒を含む)に大別されるが、後者は化学物質の製造、使用、食品添加物 の混入、フグ肝臓の食用などの何らかの時点で人為的要素が入るのに対して、前者の微生物は、肉 眼的に不可視であるために,その防御が比較的困難である。従って微生物由来の食物危害を予防す るには①食品の微生物汚染防止,②既に汚染している微生物の殺菌,③汚染微生物の増殖阻止,お よび④汚染微生物の毒素産生阻止などが必要となる。①については、環境の清潔管理が第一である が、そのためには、前述の魚体洗浄用海水の細菌沪過などによる清浄化がまず最初に行なわれるべ きであろう。この問題については筆者らは厚生省の協力の下に具体的に検討しつつある。又,一般 に食品取扱者のマスク、頭覆の使用、手洗の励行なども夫々必要に応じて励行すべきであろう。② について考えると、一般には調理、加工時の加熱殺菌が完全に行なわれると、この目的を果しうる が、必ずしも充分とはいえず、更に耐熱性毒素が既に食品中に産生されているような場合には 無効である。従って最も重要なことは、③の微生物の増殖を阻止することである。すなわち、一般 に細菌性感染症(食中毒を含む)では、一定量以上の生菌が摂取されなければ発症しないものであ り、単に最初の汚染菌量では病原性を現わし得ないことが多いが、これが増殖して、はじめて有害 食品となるのであるから、その阻止に努力すればよいことになる。この目的には食品の保存時間を 出来る限り短縮することと保存温度の低温維持が有効である。折詰、弁当などの食中毒事例をしら べてみると、25°C以上で6時間以上保存したものが原因食の大部分となっている。食品の種類によ り一様ではないが,概ね 5 °C 以下の低温と6 時間以内の保存であれば,一般には増菌は起らないの で、これらの条件を守るように駅弁などの販売、取扱に行政指導を行なっている。

なお、わが国においては、厚生省により、各食品群別に「衛生規範」を作成し、各種食品に個有 な条件を考慮しながら、食品営業者が自主的に安全管理が出来るように指導している。現在、「弁 当、そうざい」、「漬物」、「洋生菓子」などについて夫々衛生規範がつくられている。

又,厚生省はコレラなどの外来伝染病とは別に,従来取扱が必ずしも明確でなかった,食中毒原因細菌を再検討し,1982年,新たに,ナグビブリオ(Vibrio cholerae non 0-1),カンピロバクター・ジェジュニ/コリー(Campylobacter jejuni/coli),エルシニア・エンテロコリチカ(Yersinia enterocolitica),エロモナス・ヒドロフィラ(Aeromonas hydrophila),エロモナス・ソブリア(Aeromonas sobria),ビブリオ・フルビアリス(Vibrio fluvialis)を食中毒原因菌として在来の腸炎ビブリオ,ブドウ球菌,サルモネラ,ボツリヌス菌,病原大腸菌に追加指定がした。この行政措置により,これらの菌種による食中毒に対しても適確な予防対策が樹立しうるようになるものと期待されている。

#### おわりに

食品の安全を図るには、根源的には人間生活を中心とする環境の合理的管理による以外には方法はないものと思われる。すなわち、腸炎ビブリオ、ブドウ球菌等の環境本来の成員をなしているものに対しては、人類も同一環境内の生物の一種としての自覚を持ち、これらの微生物に適切な対応をするよう努力する必要があり、徒らに無菌環境に近いものを理想とすることなく、たとえこれらの微生物が共存していても安全な食生活の方式を考案することが賢明であろう(例:冷却、低温維持、保存時間の短縮等)。又、フグ毒など既知の天然毒物に対しては、徒らに味覚の欲望に溺れることなく理性的判断により、在来の危険な食習慣を断絶せねばならない。更に諸種の化学物質による危害を防ぐには、意図的にせよ(食品添加物等)、結果的にせよ(公害的なもの)、人為的化学物質の生活利用に際しては製造、使用前における充分慎重な検討が必要と思われる。結論的にいえば、たとえ食生活とはいえども、人類の無制限な欲望が適正に抑止されてはじめて安全が保証されることになるものと考えられる。

## 参 考 文 献

- 1) WHO Expert Committee on Environmental Sanitation: Food Hygiene, Fourth Report, WHO Technical Report ser. No. **104**, 3-28, (1956)
- 2) 赤木正育, 他:食品衛生研究, 31, 305, (1981)
- 3)浅川豊:モダンメディア, 24, 303, (1978)
- 4)厚生省環境衛生局食品化学課:食品化学。行政連絡報, 26, 8, (1983)
- 5)川崎雅弘:化学物質の安全管理, 9-29, (1980), 日本能率協会
- 6)厚生省環境衛生局食品衛生課:食品衛生研究, 32, 85, (1982)